SYDNEY JAPANESE INTERNATIONAL SCHOOL
シドニー日本人国際学校

# 保護者の行動規範

シドニー日本人国際学校

# 保護者の行動規範

この規範は、保護者や監護者が、学校、教師、職員、他の保護者や生徒との接し方について、学校が望むことを理解し、その期待に応えられるように作成された。 本規範を遵守することは、学校コミュニティの中で前向きで良好な関係を促進するために大切なことである。

## 一般的な学校の役割

学校は、日々の学校運営に関わる方針、手続き、規則を定め、管理する責任がある。 保護者がこのことを認識し、尊重し、子供たちに学校の規則を遵守させ、これらの決定を支持することは必要不可欠である。保護者の皆様が本校の理念と価値観を支持し、適切な行動の模範となることを期待している。

## シドニー日本人国際学校：大切にしている７つのこと

私たちは、学校が信じる価値観を通して、児童生徒、教職員、保護者がこの学校の一員であることに誇りに思える学校でありたいと思っている。これらの価値観により、国境を越えたひとつの文化を築くことができる。そしてこの価値観が、私たちの決断や日々の行動を導き、学校の文化の基礎を築いていく。

| | | |
|---|---|---|
| **Courtesy** | **礼儀正しさ** | 礼儀正しく接すること |
| **Honesty** | **誠実さ** | 誰にでも常に誠実に接すること |
| **Responsibility** | **責任感** | 自分の役目、行動や持ち物に責任を持つこと 時間厳守を 心がけ、本校児童・児童生徒であることに 誇りを持つこと |
| **Justice** | **正義感** | 皆にとってもっとも公平で正当であることを求めること |
| **Generosity** | **寛大さ** | 日々、他人を思いやり、寛大な心と言葉と行動を持つこと |
| **Perseverance** | **忍耐力** | 困難な状況を受け入れ、時には我慢することを覚え、努力を続けること |
| **Respect** | **敬意** | 他の人、自分そして環境に対して、敬意を示すこと |

## 規律

学校は、児童生徒が本校の規則を遵守し、他人を傷つけたり、本校の理念や哲学に反する行動をとらないことを期待している。 保護者は、本校の規律方針（しつに関する方針 と身だしなみといじめ防止に関する方針）を支持し、その権威を損なうようなことをしないことが求められている。軽微な懲戒事項の場合、何が行われ、何が公正な罰であるかは学校が決定権をもつことを理解する。処分の妥当性について、行為の詳細について議論することはない。

それ以上の懲戒事項については、保護者に相談はするが、最終的な決定は学校が行う。

## 教員との交流

本校では、児童生徒の学習状況について話し合うために、教員と保護者の間で定期的な面談を行っている。 また、保護者または教員が、児童生徒の就学中に生じる可能性のある特定の問題について話し合うために、面談を希望する場合もある。

保護者が教員と面談を希望される場合は、お互いに都合の良い日時を予約して決める。 これは学校の事務室を通して行うことができる。

保護者は、教職員からの要請がない限り、決して教職員と自宅で連絡を取ろうとしない。

また、児童生徒に関する特別な心配事について、校長やヘッドに面談のアポイントを取ることもできる。

保護者は教職員に敬意を払い、公の場で教職員を批判したり、教職員の権威を失墜させようとしたりしないことが大切である。 保護者が教職員に特別な懸念を抱いている場合は、その職員、または校長やヘッドに申し出ることができる。ただし、その際には本規範に定められた一般的な行動規範を遵守すること。

本校には、すべての教職員と児童生徒のプライバシーを保護する義務がある。そのため、攻撃的、乱暴な言動や不当な告発、噂話、陰口は許される行為としない。本校は該当する場合、告発を調査する。

## 苦情

保護者から苦情があった場合、まずクラス担任または担当教諭に連絡する。保護者がその結果に不満がある場合は、校長またはヘッドまで知らせること。

保護者が苦情を言いたい場合、暴言や乱暴な言葉を使うべきではない。 これは生産的ではなく、懸念事項の解決を難しくすることになる。

保護者は、学校からの返答に 2 日以上かかる場合があることをあらかじめ了承する必要がある。本校が緊急と判断した場合は、直ちに対応する。

## 一般的な交流とコミュニティのメンバーに対する敬意ある行動

教師、事務職員、他の保護者、児童生徒など、学校コミュニティの他のメンバーとのコミュニケーションは、口頭であれ書面であれ、次のようなものでなければならない：

- 敬意、礼儀、配慮を示すこと
- 他人に嫌がらせやいじめをしない
- 乱暴な言葉を使わない
- 対立的でないこと
- ゴシップ、噂、陰口に基づかないこと

## テクノロジーとソーシャルメディアの責任ある使用

学校コミュニティの他人を批判したり、中傷したりするためにソーシャルメディアを使用してはいけない。

保護者は、教職員の仕事上および個人的な境界線を尊重しなければならない。

- 保護者の同意なしに他の児童生徒の写真、ビデオ、録音を公開したり、他の家族やスタッフの個人情報、連絡先を公開したりしない
- 保護者は、Whatsapp、LINE、Facebook、ダイレクトメッセージアプリなどのソーシャルメディアやメッセージングプラットフォームを使用して、児童生徒や教職員に関する学校の事柄について話してはいけない
- 苦情に関する機密事項やデリケートな事項については、テクノロジーを使って話し合ってはならない

## 一般的に保護者は

1) 自分の子供や他人の子供に関する問題について、他の児童生徒とコミュニケーションをとってはならない。保護者は自分の子供ではない児童生徒をしつけようとしたり、他の子供の家族とコミュニケーションをとる際に声を荒げたり、攻撃的、敵対的な態度をとったりしてはいけない
2) 学校は自分の子供ではない生徒の教育について話し合う場ではないことを認識すること
3) 適切であれば、まず学級担任に懸念を申し出ること。保護者が教師の対応に不満がある場合は、適切なコーディネーターや責任者に申し出ることができる
4) より複雑な問題については、電子メールやその他の文書による連絡に頼らず、直接会って話し合う機会を設ける
5) 本校は、学業、懲戒、福利厚生に関する決定を下すために日々十分な訓練を受けているプロの教育者を雇用しており、最終的にはすべての児童生徒の利益を考慮した決定を下していることを認識すること
6) 学校は、児童生徒一人ひとりの尊重を求め、SJIS コミュニティのメンバーのプライバシーを重んじることを認識すること。 学校が地域社会の人々と共有する情報には限界がある
   問題が発生した場合、学校が地域社会の人々と共有する情報には限界がある。これは、学校が問題を深刻に受け止めていないとか、保護者から情報を隠しているという意味ではない
7) ソーシャルメディア上で、学校に関することに関して苦情を口にするべきではない

## 別居中の両親

学校には両親が別居または離婚している児童生徒がいる。保護者は、保護者間の争いに本校を巻き込もうとしないようにする。 学校は一方の保護者が他方の保護者に対して申し立てたことの是非について判断することはできないし、そのようなことを求められるべきではあない。 また、一方の当事者に不利になるような、あるいは不利になるように意図された行動を取るよう求められることもない。 もちろん、学校は児童生徒や保護者とのコミュニケーションに関して裁判所が下した命令を遵守する。

## 本規範の不履行

校長またはヘッドは、保護者がこの行動規範を守っているかどうかについて懸念がある場合、どのように対応するのが最良かについて、絶対的な裁量権を持つ。

違反について警告を受けたにもかかわらず、保護者がこの規範を守らなかった場合、学校は以下のことを行うことができる。

- 教師との面会を制限する
- 校内や学校行事への立ち入りを制限する
- 児童生徒の登録を抹消する